

ID: 125

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用許可事項の変更等の許可		
例規名 根拠条項	大河原町にぎわいプラザ管理規則 第8条		
例規番号	平成30年規則第17号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用許可変更の手続) 第8条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用許可の変更又は取消しの許可を受けようとする場合は、使用許可変更申請書を町長に提出し、あらためてその許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日